

## お試し久留米ステイ応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、他自治体から本市への移住を検討している移住検討者が、現地視察を行う際の宿泊費を補助するお試し久留米ステイ応援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 現地視察 移住検討者による市内事業所への求職のための訪問、住宅の内覧、その他住環境の調査及び子育て環境の見学などを目的とした市内各施設への訪問及び滞在等の活動をいう。
- (2) 移住相談 移住検討者が、久留米市移住定住促進センター（以下「センター」という。）に移住に関して相談することをいう。ただし、匿名または連絡先等を示さない相談は除く。
- (3) 視察相談 移住検討者が、事前にセンターに現地視察の意思を伝え、アドバイスを受けることをいう。
- (4) 宿泊施設 ホテル、民宿等の旅館業法または住宅宿泊事業法に基づき営業する施設をいう。
- (5) 宿泊費 前号に規定する宿泊施設における専ら宿泊に要する費用をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、別表に定める自治体以外に居住する移住検討者であって、移住相談及び視察相談を行い、現地視察を実施する者（以下「視察者」という。）及び視察者に同行する移住検討者（以下「同行者」という。）とする。

- 2 視察者及び同行者が、この補助金の対象者となりえるのは一度限りとする。
- 3 視察者及び同行者は、社会通念上の良識をもって、合理的な方法で現地視察を実施しなければならない。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象者の現地視察に要する宿泊費とする。ただし、現地視察に必要かつ相当と認められるものであって、支払いの事実が確認できる宿泊費に限る。

- 2 前項の宿泊費は、本市内の宿泊施設を利用したものに限る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国や他の地方公共団体等から助成を受ける宿泊費は対象外とする。

### (補助金の額)

第5条 1人1泊あたりの補助金の額は、宿泊費か5,000円のいずれか安い方とする。

- 2 補助金の総額は、次の各号に定める額を限度とする。
  - (1) 視察者単身の場合 20,000円
  - (2) 同行者を伴う場合 40,000円

3 支給する補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする視察者(以下「申請者」という。)は、現地視察を完了した日の翌日から14日を経過した日又は視察の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、おとし久留米ステイ応援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の支払いの事実及び経費の内訳が確認できるもの(申請者あてのものに限る。)の写し
- (2) 申請者の住所が確認できる書類(運転免許証、健康保険証など公的なものに限る。)の写し
- (3) 振込口座(申請者の名義のものに限る。)の通帳等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び報告があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、申請者に対し、おとし久留米ステイ応援補助金交付決定通知書(第2号様式)又はおとし久留米ステイ応援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第8条 市長は、補助金交付決定者が第3条の要件を満たさない場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月11日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象外自治体	久留米市、八女市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、 大刀洗町、大木町、広川町、佐賀県鳥栖市、佐賀県神埼 市、佐賀県基山町、佐賀県みやき町
----------	---